

さいたま市告示第645号

公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市新庁舎整備に係る発注等支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市新庁舎整備に係る発注等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

本業務は、新たな本庁舎等の整備に関する基本計画における、事業計画、事業スケジュール、概算事業費及び事業手法の妥当性を確認するなど、大規模事業のマネジメントを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

(5) 事業費限度額

本プロポーザルの予算上限額は76,560,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次のア～オの全ての要件を満たす構成員（イは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法は、カによるものとする。

ア 本告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。なお、代表構成員は名簿（設計・調査・測量）に業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」で登載されていること。

イ 平成25年度以降に、地方公共団体の庁舎又は延べ床面積3万平米以上の事務所に係る基本計画又は基本設計のストラクチャー・マネジメント業務を受託し、適切に履行を完了した実績を有する者であること。

ウ さいたま市新庁舎整備等基本計画策定支援業務及びさいたま市新庁舎整備等に係る民間市場調査業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。

エ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さい

たま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (7) 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

オ 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

カ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (7) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。
 - a 2者の場合 30パーセント以上
 - b 3者の場合 20パーセント以上
- (4) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
- (7) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

2(1)ア～オに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者（本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者を除く。）であること。

3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る招請説明書を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p096143.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和5年5月15日（月）まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

本告示日から令和5年4月13日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は企画提案に係る招請説明書による。）

メールアドレス toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

電話 048（829）1033

(4) 質問に対する回答予定日

令和5年4月18日（火）までに行う。

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

(7) プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

(4) 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

イ 特定共同企業体の場合

(7) 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

(4) 共同企業体協定書

(7) 共同企業体協定書第8条に基づく協定書

(4) 委任状

(7) 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

(2) 受付期間

本告示日から令和5年4月21日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部企画・SDGs推進担当

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和5年4月25日（火）を目途に、参加資格確認通知書を参加表明書に記載された連絡先に郵送する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に係る招請説明書の「8 企画提案書等の提出」に定める書類について、それぞれ原本1部、副本6部（複写可）を提出すること。

(2) 受付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月15日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

- ア 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。
- ウ 審査の公平性を害する行為を行ったとき。
- エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載したとき。
- オ 企画提案に係る招請説明書に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く。）の提案が記載されていないとき。
- カ プレゼンテーションに参加しなかったとき。

7 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。
業者決定に当たっての審査方法等は、企画提案に係る招請説明書を参照すること。

8 プレゼンテーション

参加資格確認通知書により、参加資格を有すると認められた者のうち、プレゼンテーション審査への出席を要請された者は、令和5年5月23日（火）に実施を予定する事業者選定委員会において、企画提案書を補完する説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、時間、場所等の詳細については、令和5年5月19日（金）を目途に通知する。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048（829）1033 FAX 048（829）1997

10 その他

- (1) この企画提案書の招請手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 詳細は、企画提案に係る招請説明書による。
- (4) 本業務の受託者及びその関連企業は、今後発注するさいたま市新庁舎建設に関する基本設計業務の受託者となることはできない。

さいたま市告示第646号

令和5年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和5年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要綱等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、令和5年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
担当 シティセールス担当 電話 048（829）1034

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p096285.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和5年4月17日（月）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める

条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付

企画提案の公募に関する質問については、電子メールにより受け付けるものとする。詳細は実施要綱による。

(1) 受付先

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電子メールアドレス toshi-keiei@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

本告示日から令和5年4月17日（月）まで

5 参加申込手続

企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 実施要綱に定める書類

(2) 参加申込兼資格確認申請書の交付場所

3(1)イに同じ

(3) 受付期間

4(2)に同じ

(4) 提出場所

3(1)アに同じ

(5) 提出方法

持参

6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を、令和5年4月18日（火）を目途に郵送する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要綱に定める書類

(2) 提出日時

令和5年4月19日（水）から令和5年5月9日（火）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

8 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会を実施し、選定する。

9 事業者選定委員会

参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると認められた者は、令和5年5月17日(水)実施の事業者選定委員会において、提案内容の説明をすることができる。なお、時間、場所等の詳細については、後日通知する。

10 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048(829)1034 FAX 048(829)1997

11 その他

- (1) この企画提案書等の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細は、実施要綱による。

さいたま市告示第647号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、固定資産の価格等を令和5年度固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第648号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定により、次のとおり審理員となるべき者の名簿を作成したので公告する。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇 人

審理員名簿

職員の所属	役 職	氏 名
総務局総務部法務・コンプライアンス課	行政不服審査専門員	佐々木 康友
総務局総務部法務・コンプライアンス課	行政不服審査専門員	三輪 貴幸
総務局総務部法務・コンプライアンス課	副参事	吉田 由香
総務局総務部法務・コンプライアンス課	参与	宮野 良章

さいたま市告示第649号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区本町6-1-1

(3) 業務概要

人形のまち岩槻で、地域資源である人形文化の振興を図るための拠点施設として岩槻人形博物館が令和2年2月22日に開館した。さいたま市内外の顕在的・潜在的利用者に魅力を訴求し、岩槻人形博物館への来館を促進することを目的として、本広報・プロモーション業務を行う。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は10,375,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「製作等」の受注希望業務「映画・ビデオ・写真等」、「デザイン」及び「その他の製作等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない

者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

(1) 交付方法

ア さいたま市岩槻区本町6-1-1 さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館
担当 管理係 電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/004/005/002/002/005/p064441.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和5年4月17日(月)午後4時まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日
を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」
という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質
問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和5年4月10日(月)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレスは、8に問い合わせること。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和5年4月14日(金)までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、随時質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/004/005/002/002/005/p064441.html>

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書(1部)

イ 企画提案書(9部)

ウ 見積書(9部)

(2) 提出期間

本招請日から令和5年4月17日(月)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時
から午後4時まで)とする。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 提出場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)による郵送により提出すること。

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさない者または満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

6 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市岩槻人形博物館広報・プロモーション業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

7 その他

(1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、「さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）」に基づき開示する場合がある。

(5) 詳細は、実施要項による。

8 連絡先

さいたま市岩槻区本町6-1-1

さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

電話 048(749)0223

FAX 048(749)0225

さいたま市告示第650号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第964号	株式会社エーピーエス 埼玉支店	八潮市大字木曾根 815-3	中山 博
第965号	宮本興業株式会社	加須市北小浜 227 番地 2	宮本 登
第966号	株式会社アクアフレンド	川口市大字神戸 559 番地 1	渡邊 恒雄

2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 工事業者（法人にあっては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 工事業者（法人にあっては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - 工事業者（法人にあっては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

4 指定有効期間 令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

さいたま市告示第651号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定によりこれを告示する。

令和5年4月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和5年4月3日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

17,000,000円を限度として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算した金額

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 小松 聡

住所 埼玉県さいたま市中央区上落合9丁目11番25-812号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

必要があると認めるときは、監査費用の一部を概算払とし、当該委託業務終了後に監査に要した費用の額を確定し、過不足分を精算するものとする。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市総務局総務部総務課総務係

(2) 電話 048(829)1083

さいたま市告示第652号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
国立大学法人 埼玉大学	埼玉大学教育学部附属幼稚園	さいたま市浦和区 常盤8丁目13-1	令和元年9月13日	幼稚園(国が設置するもの)	—
学校法人 聖公会北関東学園	大宮愛仕幼稚園	さいたま市大宮区 高鼻町1丁目110-1	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 聖公会北関東学園	聖愛幼稚園	さいたま市大宮区 桜木町2丁目172	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
	認定こども園聖愛幼稚園		令和3年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	
学校法人 大宮信愛学園	大宮幼稚園	さいたま市大宮区 仲町3丁目92	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 泉学園	麗愛幼稚園	さいたま市大宮区 浅間町2丁目17	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 普門院幼稚園	普門院幼稚園	さいたま市大宮区 大成町2丁目402	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成)	—
学校法人 勝田学園	大成幼稚園	さいたま市大宮区 大成町2丁目182	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
	認定こども園大成幼稚園		令和4年4月1日		
学校法人 大宮渋谷学園	日進幼稚園	さいたま市北区 櫛引町2丁目415	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 神戸学園	神戸幼稚園	さいたま市大宮区 土手町3丁目22	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 渡学園	大和田幼稚園	さいたま市見沼区 大和田町2丁目718-1	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
大滝 径子	ひばり幼稚園	さいたま市大宮区 上小町647	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大宮福島学園	植竹幼稚園	さいたま市北区 盆栽町463	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 平和の杜学園	むつみ幼稚園	さいたま市大宮区 北袋町1丁目149	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
佐藤 百合子	大宮白百合幼稚園	さいたま市北区 宮原町1丁目406	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
野尻 ひさい	日進まこと幼稚園	さいたま市北区 日進町2丁目1048	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
宗教法入 カトリックさいたま教区	カトリックみどり幼稚園	さいたま市大宮区 高鼻町2丁目350	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 山吹学園	山吹幼稚園	さいたま市見沼区 大谷1942	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 片柳学園	片柳幼稚園	さいたま市見沼区 御蔵556	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
香取 登茂子	さつき幼稚園	さいたま市西区 高木30	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成)	—
			令和5年3月31日取消		
学校法人 みはし学園	みはし幼稚園	さいたま市西区 三橋5丁目628-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 小百合モンテッソーリ学園	小百合幼稚園	さいたま市見沼区 小深作367-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和5年4月1日		満たす
学校法人 沢田学園	しらかば幼稚園	さいたま市見沼区 堀崎町698	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 野原学園	のほら幼稚園	さいたま市西区 宮前町1080-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 宮原学園	宮原幼稚園	さいたま市北区 宮原町2丁目102-7	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 山口総合学園	さくらアート幼稚園	さいたま市北区 日進町3丁目193	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 清新義塾	七里ふたばこども園	さいたま市見沼区 東宮下480	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 壽泉学園	大宮みどりが丘幼稚園	さいたま市西区 中野林436-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和5年4月1日		満たす
学校法人 こまどり幼稚園	こまどり幼稚園	さいたま市見沼区 南中丸561	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 清水学園	銀鈴幼稚園	さいたま市北区 吉野町2丁目21-2	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和3年4月1日		
学校法人 梅の木学園	福寿幼稚園	さいたま市見沼区 東大宮7丁目73-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 山崎学園	せいか幼稚園	さいたま市西区 清河寺1235-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 金子学園	染谷幼稚園	さいたま市見沼区 染谷2丁目23	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 湯澤学園	さしおうぎ幼稚園	さいたま市西区 宝来1175-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 鎌倉学園	認定こども園愛徳幼稚園	さいたま市西区 プラザ36-11	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 横溝学園	かみこ幼稚園	さいたま市大宮区 上小町310	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 荒井学園	春岡幼稚園	さいたま市見沼区 丸ヶ崎町45-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 深井学園	明和幼稚園	さいたま市北区 櫛引町2丁目5-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大成学園	大宮なみき幼稚園	さいたま市大宮区 三橋1丁目6-6-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 清美学園	清美幼稚園	さいたま市北区 吉野町1丁目3-5-2-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 聖学院	聖学院みどり幼稚園	さいたま市西区 内野本郷8-2-0	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
			令和4年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	
学校法人 島学園	しま幼稚園	さいたま市見沼区 島町4-4-8	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 麗和幼稚園	麗和幼稚園	さいたま市浦和区 仲町2丁目10-1-9	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 浦和済美学園	浦和幼稚園	さいたま市浦和区 仲町2丁目6-1-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 羽鳥学園	双葉幼稚園	さいたま市浦和区 岸町3丁目3-1-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 黎明学園	黎明幼稚園	さいたま市浦和区 元町2丁目11-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和4年4月1日		預かり保育事業(在園児を対象)
学校法人 双恵学園	双恵幼稚園	さいたま市浦和区 針ヶ谷1丁目21-2-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		預かり保育事業(在園児を対象)
			令和4年4月1日		満たす
学校法人 母の会	認定こども園母の会	さいたま市浦和区 本太1丁目20-10	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 聖フランシスコ学園	聖フランソア幼稚園	さいたま市浦和区 皇山町18-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
荘司 妙子	常盤幼稚園	さいたま市浦和区 常盤9丁目31-16	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 原山学園	原山幼稚園	さいたま市緑区 原山3丁目8-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 シャローム学園	ひかり認定こども園	さいたま市浦和区 領家7丁目2-14	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 浦和西学園	さくら草幼稚園	さいたま市桜区 田島2丁目11-10	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
学校法人 浦和富士学園	別所幼稚園	さいたま市南区 別所7丁目6-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 厚德幼稚園	厚德幼稚園	さいたま市浦和区 北浦和3丁目16-21	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 虹の子学園	埼玉幼稚園	さいたま市南区 円正寺505-7	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 浦和根岸学園	本太幼稚園	さいたま市浦和区 本太5丁目35-3	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 南浦和学園	南浦和幼稚園	さいたま市南区 文蔵2丁目29-22	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和5年4月1日		満たす
学校法人 浦和長澤学園	むさし幼稚園	さいたま市南区 文蔵3丁目11-6	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 しらさぎ学園	しらさぎ幼稚園	さいたま市緑区 代山992	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 明の星学園	浦和明の星幼稚園	さいたま市緑区 東浦和6丁目4-19	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 古里学園	ふるさと幼稚園	さいたま市緑区 三室2360-6	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 高野学園	浦和すみれ幼稚園	さいたま市桜区 南元宿2丁目24-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 希望学園	浦和のぞみ幼稚園	さいたま市南区 南浦和3丁目45-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 雙鳳学園	はとり幼稚園	さいたま市南区 大谷口1312	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 稲垣学園	浦和みずほ幼稚園	さいたま市緑区 太田窪1丁目12-15	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 松の木学園	木の実幼稚園	さいたま市浦和区 木崎5丁目28-6	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 西浦和学園	西浦和幼稚園	さいたま市南区 曲本1丁目21-22	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		預かり保育事業(在園児を対象)
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 梅澤学園	わかほ幼稚園	さいたま市桜区 西堀3丁目17-38	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和4年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 上宮学園	ひなどり幼稚園	さいたま市桜区 西堀2丁目6-18	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
	認定こども園ひなどり幼稚園		令和3年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 寺丘学園	認定こども園おおとり幼稚園	さいたま市桜区 宿144	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 浦和みひかり学園	浦和みひかり幼稚園	さいたま市南区 内谷3丁目7-21	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
			令和2年4月7日		満たさない
学校法人 氷川学園	西堀ひかわ幼稚園	さいたま市桜区 西堀8丁目26-26	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 西大熊学園	大谷口幼稚園	さいたま市南区 広ヶ谷戸96	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大室学園	さかわ幼稚園	さいたま市桜区 栄和6丁目18-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
	認定こども園さかわ幼稚園		令和4年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 秋本学園	浦和つくし幼稚園	さいたま市南区 辻4丁目8-7	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
	認定こども園浦和つくし幼稚園		令和5年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	
学校法人 細瀬学園	まつもと幼稚園	さいたま市南区 松本3丁目12-8	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 饗庭学園	あかつき幼稚園	さいたま市緑区 中尾2342-2	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 睦和学園	浦和若竹幼稚園	さいたま市南区 根岸3丁目11-3	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 みぬま学園	みぬま幼稚園	さいたま市浦和区 上木崎7丁目19-21	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 浦和榎本学園	浦和こばと幼稚園	さいたま市桜区 大久保領家103-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 野本学園	大門幼稚園	さいたま市緑区 大門930	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 野口学園	浦和めぐみ幼稚園	さいたま市南区 白幡4丁目10-15	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 古里学園	大古里育ちの森幼稚園	さいたま市緑区 三室635	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 桜美林学園	認定こども園桜美林幼稚園	さいたま市緑区 芝原3丁目24-5	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大乘淑徳学園	淑徳与野幼稚園	さいたま市桜区 白鯉681	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 愛仕学園	与野愛仕幼稚園	さいたま市中央区 下落合1030	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
	認定こども園与野あいし幼稚園		令和3年4月1日		
宗教法人 日本基督教団埼玉新生教会	しんせい幼稚園	さいたま市中央区 上落合7丁目9-11	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 岩崎学園	与野幼稚園	さいたま市中央区 大戸6丁目3-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 浅沼学園	ひなぎく幼稚園	さいたま市浦和区 常盤8丁目1-18	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 柏葉学園	与野本町幼稚園	さいたま市中央区 本町東2丁目7-21	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 松喬学園	青いとり幼稚園	さいたま市中央区 八王子2丁目17-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
宗教学法人 日本基督教団岩槻教会	岩槻幼稚園	さいたま市岩槻区 本町4丁目3-15	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
萩原 文子	白菊幼稚園	さいたま市岩槻区 本町3丁目20-10	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 岩槻町田学園	認定こども園恵泉幼稚園	さいたま市岩槻区 仲町1丁目12-10	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 岩槻金子学園	河合幼稚園	さいたま市岩槻区 平林寺418-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 岩槻みどり学園	岩槻みどり幼稚園	さいたま市岩槻区 加倉1丁目25-2	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和4年4月1日		満たす
学校法人 若木学園	岩槻若葉幼稚園	さいたま市岩槻区 金重字東24-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 和土学園	認定こども園岩槻ひまわり幼稚園	さいたま市岩槻区 飯塚233	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大道学園	桂愛幼稚園	さいたま市岩槻区 表慈恩寺593-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 昌平学園	ろりぼっふ幼稚園	さいたま市岩槻区 慈恩寺261-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 東岩槻上里学園	東岩槻幼稚園	さいたま市岩槻区 上里2丁目3-9	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 宝国寺学園	宝国寺幼稚園	さいたま市岩槻区 鹿室286-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 井沢学園	東武リズム幼稚園	さいたま市岩槻区 釣上新田1421	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 岩槻清水学園	はくつる幼稚園	さいたま市岩槻区 宮町1丁目6-20	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
JAPAN-IE株式会社	認定こども園 岩槻ひかり	さいたま市岩槻区 本町1丁目3-3 吉田ビル 2階、4階	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす

さいたま市告示第653号

次期さいたま市健康増進計画策定支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

次期さいたま市健康増進計画策定支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和6年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成30年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体において、同種業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課

担当 保健係 電話 048(829)1294

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月11日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前9時から午後5時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年4月11日(火)(休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、受付最終日は午前9時から午後4時までとする。)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月14日(金)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないように整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月20日(木) 午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月20日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課
電話 048(829)1294 FAX 048(829)1967

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第654号

(仮称)第2次さいたま市がん対策推進計画策定支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

(仮称)第2次さいたま市がん対策推進計画策定支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和6年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「計画策定」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成30年度以降に、国(独立行政法人を含む。)又は地方自治体において、健康・福祉分野の計画策定業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課

担当 保健係 電話 048(829)1294

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月11日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年4月11日(火)まで(休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、受付最終日は午前9時から午後4時までとする。)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月14日(金)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないように整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月20日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月20日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課
電話 048(829)1294 FAX 048(829)1967

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第655号

(仮称)第3次さいたま市自殺対策推進計画策定支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

(仮称)第3次さいたま市自殺対策推進計画策定支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和6年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「計画策定」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成30年度以降に、国(独立行政法人を含む。)又は地方自治体において同種業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課

担当 保健係 電話 048(829)1294

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月11日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年4月11日(火)まで(休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、受付最終日は午前9時から午後4時までとする。)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月14日(金)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないように整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月20日（木）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月20日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課
電話　048（829）1294　FAX　048（829）1967

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第656号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の10第1項第2号の規定により同法第30条の11第1項の確認を取り消したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
香取 登茂子
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
さつき幼稚園
 - (2) 所在地
さいたま市西区高木30
- 3 確認の取消年月日
令和5年3月31日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
幼稚園

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
国立大学法人 埼玉大学	埼玉大学教育学部附属幼稚園	さいたま市浦和区 常盤8丁目13-1	令和元年9月13日	幼稚園(国が設置するもの)	—
学校法人 聖公会北関東学園	大宮愛仕幼稚園	さいたま市大宮区 高鼻町1丁目110-1	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 聖公会北関東学園	聖愛幼稚園	さいたま市大宮区 桜木町2丁目172	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
	認定こども園聖愛幼稚園		令和3年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	
学校法人 大宮信愛学園	大宮幼稚園	さいたま市大宮区 仲町3丁目92	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 泉学園	麗愛幼稚園	さいたま市大宮区 浅間町2丁目17	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 普門院幼稚園	普門院幼稚園	さいたま市大宮区 大成町2丁目402	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成)	—
学校法人 勝田学園	大成幼稚園	さいたま市大宮区 大成町2丁目182	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
	認定こども園大成幼稚園		令和4年4月1日		
学校法人 大宮渋谷学園	日進幼稚園	さいたま市北区 櫛引町2丁目415	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 神戸学園	神戸幼稚園	さいたま市大宮区 土手町3丁目22	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 渡学園	大和田幼稚園	さいたま市見沼区 大和田町2丁目718-1	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
大滝 径子	ひばり幼稚園	さいたま市大宮区 上小町647	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大宮福島学園	植竹幼稚園	さいたま市北区 盆栽町463	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 平和の杜学園	むつみ幼稚園	さいたま市大宮区 北袋町1丁目149	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
佐藤 百合子	大宮白百合幼稚園	さいたま市北区 宮原町1丁目406	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
野尻 ひさい	日進まこと幼稚園	さいたま市北区 日進町2丁目1048	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
宗教法人 カトリックさいたま教区	カトリックみどり幼稚園	さいたま市大宮区 高鼻町2丁目350	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 山吹学園	山吹幼稚園	さいたま市見沼区 大谷1942	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 片柳学園	片柳幼稚園	さいたま市見沼区 御蔵556	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
香取 登茂子	さつき幼稚園	さいたま市西区 高木30	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成)	—
			令和5年3月31日取消		
学校法人 みはし学園	みはし幼稚園	さいたま市西区 三橋5丁目628-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 小百合モンテッソーリ学園	小百合幼稚園	さいたま市見沼区 小深作367-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和5年4月1日		満たす
学校法人 沢田学園	しらかば幼稚園	さいたま市見沼区 堀崎町698	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 野原学園	のほら幼稚園	さいたま市西区 宮前町1080-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 宮原学園	宮原幼稚園	さいたま市北区 宮原町2丁目102-7	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 山口総合学園	さくらアート幼稚園	さいたま市北区 日進町3丁目193	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 清新義塾	七里ふたばこども園	さいたま市見沼区 東宮下480	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 壽泉学園	大宮みどりが丘幼稚園	さいたま市西区 中野林436-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和5年4月1日		満たす
学校法人 こまどり幼稚園	こまどり幼稚園	さいたま市見沼区 南中丸561	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 清水学園	銀鈴幼稚園	さいたま市北区 吉野町2丁目21-2	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和3年4月1日		
学校法人 梅の木学園	福寿幼稚園	さいたま市見沼区 東大宮7丁目73-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 山崎学園	せいか幼稚園	さいたま市西区 清河寺1235-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 金子学園	染谷幼稚園	さいたま市見沼区 染谷2丁目23	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 湯澤学園	さしおうぎ幼稚園	さいたま市西区 宝来1175-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 鎌倉学園	認定こども園愛徳幼稚園	さいたま市西区 プラザ36-11	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 横溝学園	かみこ幼稚園	さいたま市大宮区 上小町310	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 荒井学園	春岡幼稚園	さいたま市見沼区 丸ヶ崎町45-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 深井学園	明和幼稚園	さいたま市北区 櫛引町2丁目54	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大成学園	大宮なみき幼稚園	さいたま市大宮区 三橋1丁目664	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 清美学園	清美幼稚園	さいたま市北区 吉野町1丁目352-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 聖学院	聖学院みどり幼稚園	さいたま市西区 内野本郷820	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
			令和4年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	
学校法人 島学園	しま幼稚園	さいたま市見沼区 島町448	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 麗和幼稚園	麗和幼稚園	さいたま市浦和区 仲町2丁目10-19	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 浦和済美学園	浦和幼稚園	さいたま市浦和区 仲町2丁目6-15	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 羽鳥学園	双葉幼稚園	さいたま市浦和区 岸町3丁目3-14	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 黎明学園	黎明幼稚園	さいたま市浦和区 元町2丁目11-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和4年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	
学校法人 双恵学園	双恵幼稚園	さいたま市浦和区 針ヶ谷1丁目21-24	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日	預かり保育事業(在園児を対象)	
			令和4年4月1日		満たす
学校法人 母の会	認定こども園母の会	さいたま市浦和区 本太1丁目20-10	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 聖フランシスコ学園	聖フランソア幼稚園	さいたま市浦和区 皇山町18-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
荘司 妙子	常盤幼稚園	さいたま市浦和区 常盤9丁目31-16	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 原山学園	原山幼稚園	さいたま市緑区 原山3丁目8-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 シャローム学園	ひかり認定こども園	さいたま市浦和区 領家7丁目2-14	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 浦和西学園	さくら草幼稚園	さいたま市桜区 田島2丁目11-10	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
学校法人 浦和富士学園	別所幼稚園	さいたま市南区 別所7丁目6-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 厚德幼稚園	厚德幼稚園	さいたま市浦和区 北浦和3丁目16-21	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 虹の子学園	埼玉幼稚園	さいたま市南区 円正寺505-7	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 浦和根岸学園	本太幼稚園	さいたま市浦和区 本太5丁目35-3	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 南浦和学園	南浦和幼稚園	さいたま市南区 文蔵2丁目29-22	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和5年4月1日		満たす
学校法人 浦和長澤学園	むさし幼稚園	さいたま市南区 文蔵3丁目11-6	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 しらさぎ学園	しらさぎ幼稚園	さいたま市緑区 代山992	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 明の星学園	浦和明の星幼稚園	さいたま市緑区 東浦和6丁目4-19	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 古里学園	ふるさと幼稚園	さいたま市緑区 三室2360-6	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 高野学園	浦和すみれ幼稚園	さいたま市桜区 南元宿2丁目24-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 希望学園	浦和のぞみ幼稚園	さいたま市南区 南浦和3丁目45-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 雙鳳学園	はとり幼稚園	さいたま市南区 大谷口1312	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 稲垣学園	浦和みずほ幼稚園	さいたま市緑区 太田窪1丁目12-15	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 松の木学園	木の実幼稚園	さいたま市浦和区 木崎5丁目28-6	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 西浦和学園	西浦和幼稚園	さいたま市南区 曲本1丁目21-22	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		預かり保育事業(在園児を対象)
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 梅澤学園	わかほ幼稚園	さいたま市桜区 西堀3丁目17-38	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和4年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 上宮学園	ひなどり幼稚園	さいたま市桜区 西堀2丁目6-18	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
	認定こども園ひなどり幼稚園		令和3年4月1日		満たす
学校法人 寺丘学園	認定こども園おおとり幼稚園	さいたま市桜区 宿144	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 浦和みひかり学園	浦和みひかり幼稚園	さいたま市南区 内谷3丁目7-21	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
			令和2年4月7日		満たさない
学校法人 氷川学園	西堀ひかわ幼稚園	さいたま市桜区 西堀8丁目26-26	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 西大熊学園	大谷口幼稚園	さいたま市南区 広ヶ谷戸96	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大室学園	さかわ幼稚園	さいたま市桜区 栄和6丁目18-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
	認定こども園さかわ幼稚園		令和4年4月1日		満たす
学校法人 秋本学園	浦和つくし幼稚園	さいたま市南区 辻4丁目8-7	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
	認定こども園浦和つくし幼稚園		令和5年4月1日		
学校法人 細瀬学園	まつもと幼稚園	さいたま市南区 松本3丁目12-8	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかにも認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 饗庭学園	あかつき幼稚園	さいたま市緑区 中尾2342-2	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 睦和学園	浦和若竹幼稚園	さいたま市南区 根岸3丁目11-3	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 みぬま学園	みぬま幼稚園	さいたま市浦和区 上木崎7丁目19-21	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 浦和榎本学園	浦和こばと幼稚園	さいたま市桜区 大久保領家103-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 野本学園	大門幼稚園	さいたま市緑区 大門930	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 野口学園	浦和めぐみ幼稚園	さいたま市南区 白幡4丁目10-15	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 古里学園	大古里育ちの森幼稚園	さいたま市緑区 三室635	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 桜美林学園	認定こども園桜美林幼稚園	さいたま市緑区 芝原3丁目24-5	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大乘淑徳学園	淑徳与野幼稚園	さいたま市桜区 白鯨681	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 愛仕学園	与野愛仕幼稚園	さいたま市中央区 下落合1030	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
	認定こども園与野あいし幼稚園		令和3年4月1日		
宗教法人 日本基督教団埼玉新生教会	しんせい幼稚園	さいたま市中央区 上落合7丁目9-11	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 岩崎学園	与野幼稚園	さいたま市中央区 大戸6丁目3-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 浅沼学園	ひなぎく幼稚園	さいたま市浦和区 常盤8丁目1-18	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
学校法人 柏葉学園	与野本町幼稚園	さいたま市中央区 本町東2丁目7-21	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 松喬学園	青いとり幼稚園	さいたま市中央区 八王子2丁目17-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
宗教学法人 日本基督教団岩槻教会	岩槻幼稚園	さいたま市岩槻区 本町4丁目3-15	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
萩原 文子	白菊幼稚園	さいたま市岩槻区 本町3丁目20-10	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和3年4月1日		満たす
学校法人 岩槻町田学園	認定こども園恵泉幼稚園	さいたま市岩槻区 仲町1丁目12-10	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 岩槻金子学園	河合幼稚園	さいたま市岩槻区 平林寺418-5	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 岩槻みどり学園	岩槻みどり幼稚園	さいたま市岩槻区 加倉1丁目25-2	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たさない
			令和2年4月1日		満たす
			令和2年4月7日		満たさない
			令和4年4月1日		満たす
学校法人 若木学園	岩槻若葉幼稚園	さいたま市岩槻区 金重字東24-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 和土学園	認定こども園岩槻ひまわり幼稚園	さいたま市岩槻区 飯塚233	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 大道学園	桂愛幼稚園	さいたま市岩槻区 表慈恩寺593-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※欄：「預かり保育事業（在園児を対象）」を実施している幼稚園、認定こども園のうち、この欄が「満たさない」の場合は、在籍する児童が当該預かり保育事業のほかに認可外保育施設を併用した場合、認可外保育施設の利用料についても無償化の対象となります。

令和5年4月1日現在
さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）※
	名称	所在地			
学校法人 昌平学園	ろりぼっふ幼稚園	さいたま市岩槻区 慈恩寺261-4	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 東岩槻上里学園	東岩槻幼稚園	さいたま市岩槻区 上里2丁目3-9	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 宝国寺学園	宝国寺幼稚園	さいたま市岩槻区 鹿室286-1	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 井沢学園	東武リズム幼稚園	さいたま市岩槻区 釣上新田1421	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
学校法人 岩槻清水学園	はくつる幼稚園	さいたま市岩槻区 宮町1丁目6-20	令和元年9月13日	幼稚園(私学助成) 預かり保育事業(在園児を対象)	満たす
JAPAN-IE株式会社	認定こども園 岩槻ひかり	さいたま市岩槻区 本町1丁目3-3 吉田ビル 2階、4階	令和元年9月13日	預かり保育事業(在園児を対象)	満たす

さいたま市告示第657号

さいたま市立病院中期経営計画改定等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院中期経営計画改定等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和5年4月18日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」並びに受注希望業務「総合計画」又は「その他の計画策定」で登載されている者。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和2年4月1日以降、一般病床500床以上の自治体立病院において、中期経営計画の策定若しくは改定又は進行管理支援業務の履行実績を3件以上有している者であること。

(7) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者であり、実務経験が5年以上の者を2名以上担当者として配置すること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当　財務企画係　電話　048（873）4265

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月11日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、提出は受付期間中に必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月13日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札書に記載する金額等

落札又は契約の相手方の決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当

する金額を入札書等に記載すること。

(2) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名押印をすること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。ただし、辞退する場合には、入札日時までにその旨を必ず届け出ること。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

7 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年4月17日（月）午後1時00分

(2) 場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院別館2階会議室2

8 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年4月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

7(2)に同じ

10 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 入札の無効

- (1) 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札は、無効とする。
- (2) 記載すべき事項の記載のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札は、無効とする。
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札は、無効とする。
- (4) 虚偽の一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札は、無効とする。

1.2 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当　財務企画係　電話　048（873）4265

1.3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

1.4 その他

- (1) 提出された確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第658号

「さいたま医工連携アドバイザーボード」運用等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「さいたま医工連携アドバイザーボード」運用等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書の通り

(4) 履行期間

契約日から令和6年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他の計画策定」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 新産業育成係 電話 048(829)1371

(2) 交付期間

令和5年4月4日（火）から令和5年4月11日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正

午までとする。)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下、「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和5年4月4日（火）から令和5年4月11日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により受付期間必着とする。)

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和5年4月18日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月25日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 西会議棟第2会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月25日（火）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048（829）1371

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第659号

さいたま都市計画事業大和田特定土地区画整理事業の事業計画変更（第6回変更）について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定による変更に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたため、同法第39条第2項で準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により下記の事項を公告する。

令和5年4月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 土地区画整理事業

さいたま都市計画事業大和田特定土地区画整理事業

2 縦覧場所

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

組合区画整理事業推進事務所内

さいたま市都市局まちづくり推進部区画整理支援課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）

さいたま市告示第661号

さいたま市軽自動車税申告書データ入力等補助業務（令和6年度当初課税分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市軽自動車税申告書データ入力等補助業務（令和6年度当初課税分）

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所5階 さいたま市北部市税事務所個人課税課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業許可を受けている者であること。

(6) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度において、派遣労働者複数名を10か月以上の期間、主としてパソコン等を用いた事務に従事させる労働者派遣契約を、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/index.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月12日（水）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

ア 交付方法

3(1)に同じ

イ 交付期間

3(2)に同じ

(3) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

担当 管理・企画係 電話 048(829)1913

イ 受付期間

告示の日から令和5年4月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

ウ 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

(2) 交付日時

令和5年4月18日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。また、支払金額は、落札価格に履行した業務数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、単価（税抜）金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月24日（月）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務数量を乗じた額（税込み）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月24日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1913 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第662号

さいたま市法人市民税・諸税申告事務補助業務（令和5年度分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市法人市民税・諸税申告事務補助業務（令和5年度分）

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所5階 さいたま市北部市税事務所法人

課税課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年5月10日（水）から 令和6年4月30日（火）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業許可を受けている者であること。

(6) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度において、派遣労働者複数名を10カ月以上の期間、主としてパソコン等を用いた事務に従事させる労働者派遣契約を、国（独立行政法人を

含む。)又は地方公共団体と2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/index.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月12日(水)まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

ア 交付方法

3(1)に同じ

イ 交付期間

3(2)に同じ

(3) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 管理・企画係 電話 048(829)1913

イ 受付期間

告示の日から令和5年4月12日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

ウ 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

(2) 交付日時

令和5年4月18日(火)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。また、支払金額は、落札価格に履行した業務数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、単価（税抜）金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月24日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務数量を乗じた額（税込み）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月24日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1913 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否
否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第663号

ひまわり学園仮設園舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
ひまわり学園仮設園舎賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市西区三橋6丁目1450番1
- (3) 業務概要
仕様書等のとおり
- (4) 借入期間
令和6年3月23日から令和7年3月31日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がSで登載され、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。
- (5) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (6) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置す

る技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (7) 本体構造において、品質、安全の確保が優先との観点から、自社の構造設計1級建築士の設計にて適合性の確認ができる体制を整えられる者であること。
- (8) 過去5年以内に、埼玉県内の官公庁案件で建物面積が500㎡以上の賃貸借契約を結んだ実績を有する者であること。

3 仕様書等の閲覧及び貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市西区三橋6丁目1587番地

さいたま市総合療育センターひまわり学園

担当 総務課管理係 駒見 電話 048(622)1211

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和5年4月19日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

4 一般競争入札参加資格等確認書類の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し

エ 2(5)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けていることを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し

オ 2(6)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証する書類の写し

カ 2(7)に規定する配置予定の技術者に係る構造設計一級建築士免許証の写し

キ 2(8)に規定する契約実績の分かる書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 受付場所

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

すべて郵送とする。

(2) 交付日時

令和5年4月25日（火）までに交付するものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月28日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市西区三橋6丁目1587番地

さいたま市総合療育センターひまわり学園2階会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月28日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋6丁目1587番地

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048(622)1211 FAX 048(622)4359

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、入札事務を担当する課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第664号

第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び第4期さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び第4期さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月20日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 本入札の公告日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下、「名簿」という。）に、希望受注業務「その他の計画策定」で登載されている者。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 環境施策に関する計画の策定（改定含む）及び再生可能エネルギーの導入促進に関する計画の策定（改定含む）等に係る契約を国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体との間で2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書・仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書・仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課
電話 048(829)1324

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月19日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 2(6)の実績のわかる契約書の写し
- ウ 入札説明書に定める書類

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和5年4月24日(月)を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月28日(金)午前10時

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月28日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境総務課
電話 048（829）1323

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課
電話 048（829）1324

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（総額）の100分の10以上を納付すること。ただし、契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 665 号

「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号) 第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第 13 条第 4 項で準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき公告するとともに、同条第 2 項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間
令和 5 年 4 月 5 日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048(829)1377

さいたま市告示第666号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年4月11日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
3月31日	猫	西区土屋	スコティッシュフォールド	メス	三毛	2～5歳	有	赤色・鈴付き
4月4日	猫	南区鹿手袋	雑種	メス	キジ白	5～8歳	無	
4月4日	猫	南区鹿手袋	雑種	オス	茶トラ白	5～8歳	無	
4月4日	犬	浦和区木崎	ミニチュアシュナウザー	オス	ソルトアンドペッパー	8～12歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第667号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

大野島自治会

2 変更した事項

(1) 主たる事務所 (省略)

(2) 代表者の氏名及び住所 (省略)

3 変更年月日

令和5年4月1日

さいたま市告示第668号

真福寺貝塚及び時の鐘草刈等業務について、次の通り一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

真福寺貝塚及び時の鐘草刈等業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区城南三丁目923番地1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「名簿」という。）に業務分類「苑地維持管理」で登載され、かつ、本市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4（第二別館）

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課

担当 史跡整備係 電話 048（829）1725

(2) 交付期間

公告の日から令和5年4月19日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札保証金について、さいたま市契約規則第9条に該当する者は入札保証金免除申請書及び該当することを証明する資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月21日（金）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月25日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月25日(火)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048(829)1705 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課
電話 048(829)1725 FAX 048(829)1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第669号

令和5年度さいたま市脱炭素先行地域モニタリング等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度さいたま市脱炭素先行地域モニタリング等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月28日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の公告日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に、業務「計画策定」のうち受注希望業務「その他の計画策定」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去2年間（令和3年度から令和4年度）において、脱炭素先行地域に係る業務委託契約を国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間で締結した実績を1件以上有すること。

3 入札説明書及び各種様式の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び各種様式を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月21日（金）午後4時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(6)の実績がわかる契約書の写し

(2) 受付期間

告示の日から令和5年4月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課

電話 048（829）1317

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和5年4月27日（木）を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月11日（木）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月11日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境総務課

電話 048（829）1323

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課

電話 048（829）1317

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第670号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年 4月 7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年 3月24日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 60台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/03/27	南浦和駅東口	埼玉県警18-8123914	FC7L22680		
2023/03/27	南浦和駅東口	埼玉県警17-7264936	A17AB63091		
2023/03/27	南浦和駅西口	青梅D-30242	A18AG05306		
2023/03/27	南浦和駅西口	栃木県警34-29979	GG9K22380		
2023/03/28	南浦和駅西口	埼玉県警23-231487697	SSG004016		
2023/03/30	南浦和駅東口	埼玉県警13-3497176	B3C82801		
2023/03/30	南浦和駅西口	埼玉県警21-211599839	S212S10895		
2023/03/30	南浦和駅西口	原宿A-76047	WTU105C7359R		
2023/03/30	南浦和駅西口	世田谷F-14826	G611J31617		
2023/03/30	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5386471	A15AB17956		
2023/03/31	南浦和駅東口	栃木県警33-52717	ZY8L172424		
2023/03/31	南浦和駅西口	埼玉県警20-204843155	K5FK38316		
2023/03/31	武蔵浦和駅	埼玉県警20-204910197	VF18A03520		
2023/03/31	武蔵浦和駅	不明	JSY17120292		
2023/03/31	武蔵浦和駅	埼玉県警21-213614029	A21MG27083		
2023/03/31	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6570864	GC6J17932		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/03/27	大宮駅東口	長野県警AQ-7963	WTU220C1155M		
2023/03/27	大宮駅東口	埼玉県警19-193684424	GG9E16425		
2023/03/27	大宮駅東口	埼玉県警22-224375379	A22AJ25877		
2023/03/27	大宮駅西口	埼玉県警23-230641668	G221003801		
2023/03/27	大宮駅西口	埼玉県警23-230017131	SWJ318416		
2023/03/27	大宮駅西口	埼玉県警18-8462946	H8H18416		
2023/03/27	大宮駅西口	埼玉県警21-212893811	GG1D24327		
2023/03/28	大宮駅西口	埼玉県警17-7356137	A17AD11527		
2023/03/28	大宮駅西口	埼玉県警22-220000788	SWD304983		
2023/03/28	大宮駅西口	埼玉県警22-222301475	B1F40007		
2023/03/28	宮原駅東口	埼玉県警22-222378427	A22AA27988		
2023/03/28	鉄道博物館駅	埼玉県警19-195175470	G19XG62269		
2023/03/29	七里駅	埼玉県警21-212029270	SB018437		
2023/03/30	大宮駅東口	埼玉県警19-194901291	H9S100159		
2023/03/30	大宮駅東口	埼玉県警21-215137260	SOWL05005		
2023/03/30	東大宮駅東口	埼玉県警21-212911917	A20MI41623		
2023/03/30	東大宮駅西口	埼玉県警17-7354616	F71011348		
2023/03/31	大宮駅東口	埼玉県警18-8284454	SSE362954		
2023/03/31	大宮駅東口	愛知県警15-7-10395	SPI000655		
2023/03/31	大宮駅西口	埼玉県警22-221381629	G211203518		
2023/03/31	大宮駅西口	埼玉県警21-212910015	STTIF22631		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/03/27	浦和駅東口	広島県警B-034832	SS171203261		
2023/03/27	北浦和駅西口	埼玉県警20-202666256	T19K03119		
2023/03/27	与野駅西口	埼玉県警23-231084916	KBGK26527		
2023/03/28	浦和駅東口	埼玉県警22-224466650	54C4587		
2023/03/28	浦和駅東口	埼玉県警14-4122912	U130Y10177		
2023/03/28	浦和駅西口	埼玉県警21-213246658	LJ17038509		
2023/03/28	浦和駅西口	埼玉県警22-220652416	XL20112200		
2023/03/28	与野駅東口	埼玉県警20-203715439	T6DBA063		
2023/03/28	与野駅東口	埼玉県警18-8167893	S7K037347		
2023/03/28	新都心駅西口	埼玉県警20-204726370	A19AL22713		
2023/03/28	新都心駅西口	不明	BOC054691		
2023/03/28	新都心駅西口	埼玉県警0?-3572399	G83G4216		
2023/03/28	新都心駅西口	埼玉県警13-3291151	STMAA01556		
2023/03/28	新都心駅西口	兵庫116C507752	69A2054		
2023/03/30	浦和駅東口	不明	A16AD12376		
2023/03/30	北浦和駅西口	埼玉県警17-7526347	B7H43830		
2023/03/30	与野駅東口	埼玉県警14-4497637	T14RF215		
2023/03/31	浦和駅東口	埼玉県警21-212863491	SUL052909		
2023/03/31	北浦和駅東口	埼玉県警18-8012698	TCADG702		
2023/03/31	北浦和駅西口	埼玉県警20-204429928	K9FK17725		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/03/30	岩槻駅	埼玉県警15-5037272	SPA190487		
2023/03/30	岩槻駅	埼玉県警21-213261037	SVE064624		
2023/03/30	岩槻駅	埼玉県警20-201228387	F09GY0167		

合計: 60台

さいたま市告示第671号

さいたま市地域 ICT 活用支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市地域 ICT 活用支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部外

(3) 業務概要

調達仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年度以降に、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体を相手方とした ICT に関する人材育成に類する業務又はボランティアの育成及び活用に類する業務の契約実績を2件以上有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

担当 デジタル改革担当 電話 048(829)1048

(2) 交付期間

本告示日から令和5年4月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から

午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、競争入札参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)の経験を証する書類

(2) 受付期間

本告示日から令和5年4月21日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間必着とする。

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の不受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(6) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の取り扱い

ア 市は提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等を入札参加資格の確認審査以外には、提出者に無断で使用しない。

イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

ウ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加資格の確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和5年4月25日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4(1)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月9日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月9日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
電話 048(829)1048 FAX 048(829)1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部デジタル改革担当及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第672号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字中川字天神569番1、569番2、569番3、569番4、569番5、569番6、569番7、569番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都江戸川区北小岩二丁目3番1号A オフィスビル
株式会社ミライアロー 代表取締役 矢野 隆臣

3 許可番号

令和4年12月13日
第開-N2022130号

4 検査済証番号

令和5年4月6日
第完-N2022130号

さいたま市告示第673号

さいたま市の発注する「さいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年4月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-5208-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5								
履行期間	契約確定の日から令和7年2月28日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 構内情報通信設備工事一式 構内交換設備工事一式 情報表示設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 構内配電線路工事一式 構内通信線路工事一式 監視カメラ設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	156,310,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年4月25日（火）午前9時から 令和5年4月27日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年4月28日（金）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月9日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月10日（月）から							
	質問受付期間	令和5年4月10日（月）午前9時から 令和5年4月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年4月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1840								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-5208-2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立尾間木小学校（25-1、-2・38棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市緑区東浦和8丁目11番地5								
履行期間	契約確定の日から令和7年2月28日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	115,500,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年4月25日（火）午前9時から 令和5年4月27日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年4月28日（金）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月9日（火）午後1時40分								
参加資格	名簿掲載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月10日（月）から							
	質問受付期間	令和5年4月10日（月）午前9時から 令和5年4月24日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年4月27日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1840								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第674号

全国健康福祉祭さいたま市実行委員会運営業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

全国健康福祉祭さいたま市実行委員会運営業務

(2) 履行場所

愛媛県全域、さいたま市内及びさいたま市から愛媛県への随行途上

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年5月8日から令和6年3月15日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「旅行斡旋等」・「その他のイベント・催事」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 過去5年間に、任意団体、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、団体の宿泊先や交通手段を確保し、引率及び支援を行うなどの業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有する者であること。

イ 過去5年間に、任意団体、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、健康づくりや高齢者の社会活動推進に係るイベントなどの連絡調整、企画運営などの業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において

確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年4月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 セカンドライフ支援センター

さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

担当 市田、小口 電話 048（881）8627

4 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(3)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月18日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、3の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月21日（金）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟第6会議室

(3) 入札保証金

入札金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月21日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

5(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

6 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

7 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088631.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第675号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月10日

さいたま市長 清水 勇人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|-------|
| (1) はり札 | 221 枚 |
| (2) 立看板 | 2 枚 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- | | |
|--------|------------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048(840)6178 |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和5年4月10日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	緑区	はり札	45	令和5年3月3日	8時30分 から 17時00分	令和5年3月3日	17時00分	
2	浦和区	はり札	38	令和5年3月7日	8時30分 から 17時00分	令和5年3月7日	17時00分	
3	中央区	はり札	4	令和5年3月8日	11時00分 から 11時50分	令和5年3月8日	11時50分	
4	浦和区	はり札	7	令和5年3月8日	8時30分 から 17時00分	令和5年3月8日	17時00分	
5	南区	はり札	39	令和5年3月10日	8時30分 から 17時00分	令和5年3月10日	17時00分	
6	桜区	はり札	44	令和5年3月14日	8時30分 から 17時00分	令和5年3月14日	17時00分	
7	浦和区	立看板	1	令和5年3月15日	8時30分 から 17時00分	令和5年3月15日	17時00分	
8	浦和区	はり札	30	令和5年3月15日	8時30分 から 17時00分	令和5年3月15日	17時00分	
9	浦和区	はり札	4	令和5年3月20日	9時30分 から 11時50分	令和5年3月20日	11時50分	
10	緑区	立看板	1	令和5年3月23日	15時00分 から 16時00分	令和5年3月23日	16時00分	
11	緑区	はり札	10	令和5年3月23日	15時00分 から 16時00分	令和5年3月23日	16時00分	
12								
13	計	はり札	221					
14		立看板	2					

さいたま市告示第676号

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、指定緑地として次のとおり指定したので告示する。

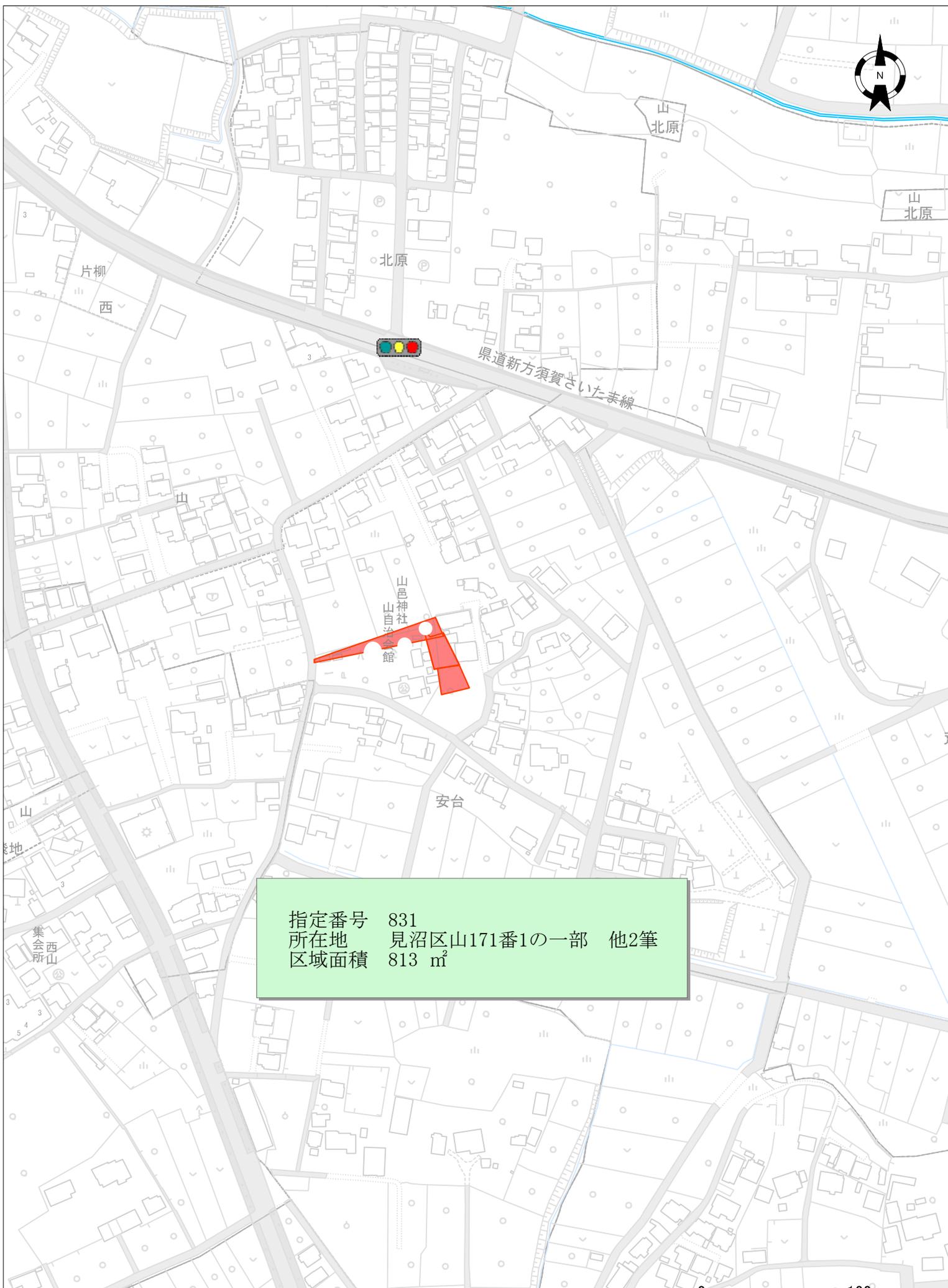
令和5年4月10日

さいたま市長 清水 勇人

- 1 名 称 保存緑地
- 2 指定年月日 令和5年4月10日
- 3 指定期間 令和5年4月10日から令和10年4月9日まで
- 4 指定番号、所在地、指定面積、区域面積、図面
別添のとおり

さいたま市保存緑地指定地区一覧(令和5年4月10日)

	指定番号	所在地	指定面積(m ²)	区域面積(m ²)
1	831	見沼区大字山字安台171番1の一部	178.00	813.00
		見沼区大字山字安台172番1の一部	194.00	
		見沼区大字山字安台173番の一部	441.00	



指定番号 831
所在地 見沼区山171番1の一部 他2筆
区域面積 813 m²



さいたま市告示第677号

さいたま市被保護者健康管理支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市被保護者健康管理支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に地方公共団体において、診療報酬明細書等の医療データ分析業務の事業実績を有する者であること。

(5) 過去2年の間に地方公共団体において、国民健康保険等における特定保健指導事業等の保健指導業務の実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課
担当 保護係 電話 048(829)1845

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月8日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月15日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月22日(月)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月22日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課

電話 048(829)1845 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 中野田自治協力会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所 (省略)
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地 (省略)

3 変更年月日

- ・ 令和5年3月12日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048(712)1131

さいたま市告示第679号

さいたま市大宮区役所維持管理・運営モニタリング支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市大宮区役所維持管理・運営モニタリング支援業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年6月1日から令和6年3月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成30年度以降において、本市又は国、県若しくは他の地方公共団体とPFI事業のモニタリング等に関する支援業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、さいたま市大宮区役所維持管理・運営モニタリング支援業務仕様書等を1部交付するものとする。なお、郵送による交付を希望する場合は、担当まで連絡すること。その場合の郵送料は、本入札参加希望者の負担とする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
担当 秋庭、鈴木 電話 048(829)1834

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月9日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。質問の書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

電子メールの表題は「維持管理・運営モニタリング支援業務委託に関する質問」とすること。

(2) 受付期間

本告示日から令和5年4月25日（火）正午まで

(3) 回答方法等

令和5年4月26日（水）までに仕様書を交付した全ての業者に対して回答するものとする。

なお、質問した業者名は非公開とし、電子メールで回答するので、3の仕様書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)を証明する契約書の写し及び完了検査の検査結果通知書の写し

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月9日（火）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月16日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和5年5月17日（水）午後4時までにさいたま市市民局区政推進部に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月23日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

(7) 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

(4) 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

エ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ 入札回数等

(7) 再度入札は、1回までとする。

(4) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

カ その他

(7) 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(4) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月23日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1834 FAX 048(829)1992

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 本契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 本入札の手続きに係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。

(5) 提出された各資料は、特別な事情がない限り再提出は認めない。

さいたま市告示第680号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
笛木 友理子	家庭保育室 ユニコーン	さいたま市桜区 栄和4-24-14	令和5年3月1日	認可外保育施設	—
安田 紀子	陽だまり助産院 陽だまり保育室	さいたま市見沼区 東大宮1-7-7	令和5年3月23日	認可外保育施設	—
宮崎 加奈子	宮崎 加奈子	(省略)	令和5年2月20日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
瀧内 彩聖	瀧内 彩聖	(省略)	令和5年2月24日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
小玉 めぐみ	小玉 めぐみ	(省略)	令和5年3月3日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
春日 菜月	春日 菜月	(省略)	令和5年3月7日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示第681号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
小島 加須実
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
Baby's breath
 - (2) 所在地
(省略)
- 3 確認の辞退の年月日
令和5年3月1日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設（居宅訪問型）

さいたま市告示第682号

さいたま市学習状況調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市学習状況調査業務

(2) 履行場所

委託者が指定する場所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「その他の検査・測定・調査」、業務「電算」の受注希望業務「システム・プログラム開発」又は業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会等からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

(5) 過去5年間において、さいたま市以外の地方公共団体と学習状況調査事業（採点、印刷、集計、配送）の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所
担当 調査研究係 電話 048(866)4391

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月8日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月18日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日(水)午前9時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 1階第 1 入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 5 月 31 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成された最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町 6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所

電話 048(866)4391 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第683号

シグノ T500 歯科用ユニット 一式外1件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア シグノ T500 歯科用ユニット 一式
- イ 歯科口腔外科増設用関連設備

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

- ア 令和6年3月29日
- イ 令和6年3月29日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

- (5) 令和3年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月17日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月19日(水)午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消

費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和5年4月25日(火) 午前10時00分

(イ) 1(1)イの物品 令和5年4月25日(火) 午前10時10分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院アッセンブリーホール1・2

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月25日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048(873)4274 FAX 048(873)5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第684号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和5年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第685号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和5年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第686号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和5年4月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税特別徴収（仮徴収）変更通知

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第687号

さいたま市納税コールセンター業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市納税コールセンター業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館

(3) 業務内容

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 平成30年度以降債権の回収に係る納付呼びかけ業務、若しくはコールセンター運營業務について、国、人口30万人以上の地方公共団体又はそれらと同等規模の独立行政法人との契約実績があり、契約書の写し又は業務完了検査済証の写しを提出できる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p087813.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月8日(月)まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札書の受領期限において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年5月8日(月)まで(持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。)

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月18日(木)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出は二重封筒を使用し、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により送付すること。

イ 入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者を記載し封緘した内封筒を、郵送用の外封筒に封入し送付すること。外封筒には宛名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所及び名称を記載しなければならない。

ウ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において入札参加資格がない者は、入札に参加する資格を有しない。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月29日(月)

イ 送付先

4(3)に同じ。

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日(水) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館2階共用会議室

(5) 開札への立会に関する事項

入札者又はその代理人は、事前に申請をした場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048(829)1167 FAX 048(829)1962

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否
否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 仕様書は、開札後、さいたま市財政局税務部収納対策課へ返却すること。
- (4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (6) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第688号

さいたま市市民の声データベースシステム再構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市民の声データベースシステム再構築業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」内の受注希望業務「システム・プログラム開発」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 法定人口20万人以上の地方公共団体において、住民の声を処理する情報システムを構築（再構築を含む。）した実績があることを証明した者であること。

(7) 本入札の告示日において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の認定及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク（JISQ15001）の付与を受けている者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広聴課
担当 広聴係 電話 048(829)1931

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月28日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月15日(月)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒(定形郵便物)に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月24日(水) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月24日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課
電話 048(829)1014 FAX 048(833)1578

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広聴課
電話 048(829)1931 FAX 048(825)0665

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広聴課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第689号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）及び数量

ア 多目的用途車（油圧ゲート付） 2台

イ 軽自動車（清掃ダンプ仕様車） 2台

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市東部清掃事務所

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

ア 1(1)アの物品 令和6年2月22日

イ 1(1)イの物品 令和6年2月9日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月26日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月8日(月)及び令和5年5月9日(火)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの物品 令和5年5月17日(水)午後2時00分

(8) 1(1)イの物品 令和5年5月17日(水)午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第690号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）及び数量

投票用紙読取分類機 5台

(2) 納入場所

さいたま市西区西大宮3-4-2 さいたま市西区役所外4課所

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年6月30日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「広告・装飾」内の営業種目「選挙用品」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月8日（月）及び令和5年5月9日（火）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日(水)午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第691号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

学校給食用食器（深皿） 外10件

(2) 納入場所

さいたま市大宮区三橋2-20 さいたま市立三橋小学校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年8月10日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「日用品」内の営業種目「日用品・雑貨」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月8日（月）及び令和5年5月9日（火）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月22日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月22日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第692号

さいたま市PRキャラクターエアータイプ着ぐるみ製作業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市PRキャラクターエアータイプ着ぐるみ製作業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「その他の製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和3年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

担当 シティセールス担当 電話 048（829）1034

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月1日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和5年5月1日(月)一般書留又は書留郵便、レターパックプラスにより提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月10日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))又はレターパックプラス)による提出とする。

イ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和5年5月16日(火)

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日(水) 午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市西会議棟2階第2会議室

(4) 開札への立会い

入札者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電話 048(829)1034 FAX 048(829)1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加資格申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第693号

令和5年度さいたま市AIチャットボットシステム管理運用業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度さいたま市AIチャットボットシステム管理運用業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」又は「電算」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和3年4月1日以降に、人口10万人以上の地方公共団体との種類を同じくする業務の契約実績を1件以上有し、かつ、これら全てを誠実に履行している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
担当 伊藤、西田 電話 048(829)1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096227.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月27日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は電子メール（電子メールアドレス koho@city.saitama.lg.jp）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月2日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日(月)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

(7) 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(4) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

(7) 再度入札は、1回までとする。

(4) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

(7) 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(4) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課
電話 048(829)1014 F A X 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
電話 048(829)1039 F A X 048(829)1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第694号

動画・画像等編集用端末機器等の賃貸借及び保守について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

動画・画像等編集用端末機器等の賃貸借及び保守

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年10月1日から令和9年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」又は「レンタル・リースその他」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
担当 中田、近藤、西田 電話 048（829）1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p065071.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月27日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める

条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月2日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は単価（月額）（税抜）を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日（月）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

- (7) 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- (4) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

- (7) 再度入札は、1回までとする。
- (4) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

- (7) 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課
電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第695号

(仮称)さいたま市口腔保健センター等施設整備基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

(仮称)さいたま市口腔保健センター等施設整備基本計画策定業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区本町東4-4-3 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量)(以下「名簿」という。)に業務「建築関連コンサルタント/医療及び社会福祉施設」及び「建築関連コンサルタント/事務所及び庁舎」で登録されており、さいたま市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 次のすべてについて、過去10年間に元請けとして基本計画策定業務を受託しかつ履行した実績を有する者であること。

ア 延床面積1,000㎡以上の医療施設

イ 公共施設(国又は地方公共団体が発注したものに限る)

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課
担当 保健係 電話 048(829)1294

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月27日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(6)に定める業務に係る契約書(仕様書を含む)の写し又は履行を証明する書類の写し

(2) 受付期間

告示の日から令和5年4月28日(金)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月9日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないように整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟　第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課

電話　048（829）1294

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約書作成の要否
要

9 その他

- (1) 提出された確認申請書等は、返却しない。
(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
(4) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第696号

さいたま市動物愛護ふれあいセンター空調及び換気機器保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市動物愛護ふれあいセンター空調及び換気機器保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市桜区大字神田950-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年5月26日（金）から令和6年3月15日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「空調設備保守点検」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、同種業務の契約を国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつこれらを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市桜区大字神田 950-1 さいたま市保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
担当 管理指導係 電話 048(840)4150

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月27日(木)まで(日曜日、月曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月12日(金) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日（金）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課

電話 048(829)1293 FAX 048(829)1967

(9) 業務を担当する課

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター

電話 048(840)4150 FAX 048(840)4159

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター及びさいたま市ホーム

ページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第697号

さいたま市動物愛護ふれあいセンター植栽管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市動物愛護ふれあいセンター植栽管理業務

(2) 履行場所

さいたま市桜区大字神田950-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年5月26日（金）から令和6年3月15日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「その他の建物管理等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、同種業務の契約を国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつこれらを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市桜区大字神田 950-1 さいたま市保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
担当 管理指導係 電話 048(840)4150

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月27日(木)まで(日曜日、月曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月12日(金) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日（金）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健衛生局保健部保健衛生総務課

電話 048(829)1293 FAX 048(829)1967

(9) 業務を担当する課

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター

電話 048(840)4150 FAX 048(840)4159

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター及びさいたま市ホーム

ページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第698号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年4月18日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	脚環の 有無	特 徴
4月 11日	鳥	南区四谷	ジュウシ マツ	不明	茶	不明	有	青と黄の脚環

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第699号

さいたま市イングリッシュ・キャンプ実施業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年 4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市イングリッシュ・キャンプ実施業務

(2) 履行場所

埼玉県立名栗げんきプラザ 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年6月9日（金）から令和5年9月30日（土）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「企画・運営」若しくは「その他のイベント・催事」又は業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」若しくは「その他」に登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去5年の間に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している者であること。

- (5) 知り得た個人情報について適切に管理できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 国際教育係 電話 048（829）1662

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月27日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月8日（月）午前9時から午後5時まで

6 競争入札参加資格の喪失

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月12日（金）午後5時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048（829）1646 FAX 048（829）1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
電話 048（829）1662 FAX 048（829）1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/englishcamp.html>

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等について不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第700号

さいたま市「グローバル・スタディ」カリキュラム等改訂業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市「グローバル・スタディ」カリキュラム等改訂業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年7月7日（金）から令和6年3月29日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している者であること。

(5) さいたま市内での英語学習及び指導に係る事業の契約を締結し、履行した実績がある者であること。

(6) 国または地方自治体において、小・中学校の英語教育に関する高い専門性を有し、かつ、小・中学校の英語教育に関する最新の情報を常に得ている者であること。

(7) 成果物を指定場所に確実に配送することができる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導 1 課
担当 国際教育係 電話 048 (829) 1662

(2) 交付期間

告示の日から令和 5 年 4 月 27 日 (木) まで (さいたま市の休日を定める条例 (平成 13 年さいたま市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査 (以下「確認審査」という。) の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 5 年 5 月 8 日 (月) 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 94 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(3) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月12日（金）16時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を設定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(11) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課指導1課

電話 048(829)1662 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この契約において使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (3) 契約条項は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096776.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第701号

さいたま市小学校教員のための英語力向上研修会業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市小学校教員のための英語力向上研修会業務

(2) 履行場所

市内小学校 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年6月8日（木）から令和5年9月30日（土）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している者であること。

(5) 自社の登録講師として、次の要件を満たすネイティブ講師を300名以上保有している者であること。

ア 英語圏の大学以上の教育機関を卒業した者、又は英語圏の大学の在學生で、適正な手続きにより日本に滞在する者

イ 2年以上、日本の英語学習の指導経験がある者

ウ 出身国が英語圏（母国語が英語）の者

エ CELTA、CertTESOLの英語指導の国際資格等を有した者又は日本の教員免許に

類する資格を有する者

(6) 自社の登録講師として、次の要件を満たす日本人講師を保有している者であること。

ア ネイティブ講師との英語によるティーム・ティーチングが可能な者

イ 小学校教員対象の英語研修の指導経験がある者

(7) 次の要件を満たす自社の運営責任者を配置できる者であること。

ア 委託者との連絡窓口及び現地での業務全般に関する運営責任者として、過去2年の間に、英語学習及び指導に係る契約にて責任者業務を1件以上担当したことがある日本人を1名配置すること。

イ 運営責任者は教員免許を有していること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 国際教育係 電話 048(829)1662

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月27日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月2日(火)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(3) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月12日（金）16時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月12日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を設定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話　048（829）1646　FAX　048（829）1990

(1) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導 1 課
電話 048 (829) 1662 FAX 048 (829) 1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 契約条項は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導 1 課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第702号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第16条において準用する第8条の規定に基づき、次の指定緑地を解除したので告示する。

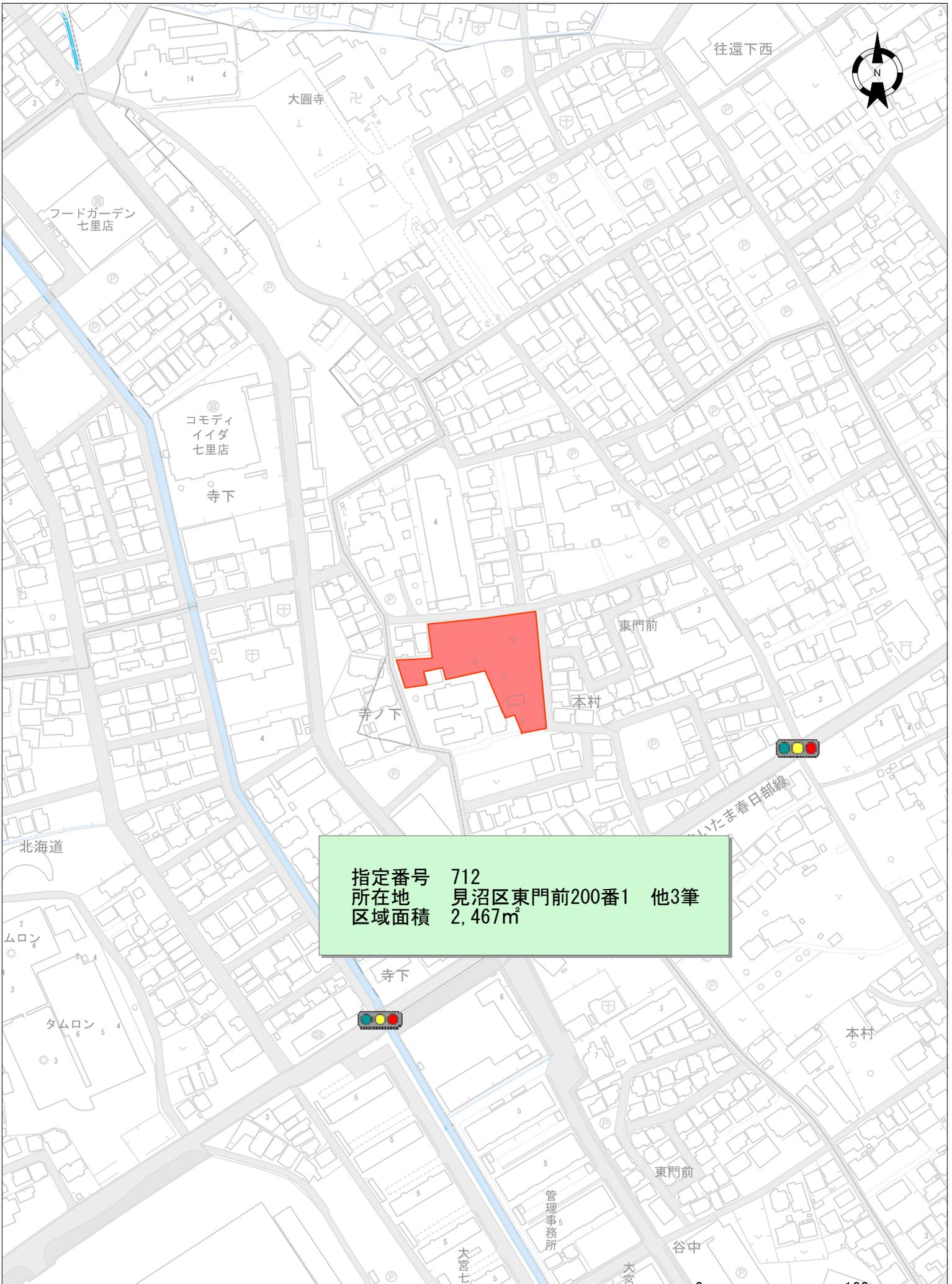
令和5年4月13日

さいたま市長 清水 勇人

- 1 名 称 保存緑地
- 2 指定年月日 平成31年4月1日
- 3 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定番号、所在地、指定面積、区域面積、図面 別添のとおり

さいたま市保存緑地指定(解除)地区一覧

	指定番号	所在地	指定面積(m ²)	区域面積(m ²)
1	712	見沼区大字東門前字本村200番1	479.00	2,467.00
		見沼区大字東門前字本村200番2	128.00	
		見沼区大字東門前字本村201番1	553.00	
		見沼区大字東門前字本村203番1の一部	1,307.00	



指定番号 712
所在地 見沼区東門前200番1 他3筆
区域面積 2,467㎡

さいたま市告示第703号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年 4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年 4月 7日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 89台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/03	東浦和駅	埼玉県警17-7546381	T8ABG455		
2023/04/03	東浦和駅	昭島D-79365	SSA057723		
2023/04/03	東浦和駅	埼玉県警19-193119387	GP8K00447		
2023/04/03	東浦和駅	埼玉県警19-194609248	STSDY00083		
2023/04/03	南浦和駅東口	埼玉県警17-7181711	GA6K74231		
2023/04/03	武蔵浦和駅	渋谷C-74468	F190402073		
2023/04/03	武蔵浦和駅	不明	V190809827		
2023/04/03	西浦和駅	埼玉県警19-193866816	F90126691		
2023/04/03	西浦和駅	埼玉県警21-212060640	F21140926		
2023/04/03	西浦和駅	不明	ZY8L181768		
2023/04/03	西浦和駅	埼玉県警21-210732683	SNUK00729		
2023/04/03	西浦和駅	埼玉県警20-201434858	A20PC03746		
2023/04/03	西浦和駅	不明	S9WJ01806		
2023/04/04	東浦和駅	埼玉県警20-202066607	STSKY23972		
2023/04/04	南浦和駅東口	府中193490	SN7K03339		
2023/04/04	南浦和駅西口	埼玉県警22-220315495	SVL342121		
2023/04/04	南浦和駅西口	埼玉県警21-210241353	XY20H10778		
2023/04/04	武蔵浦和駅	埼玉県警10-0150476	CA104621SG230		
2023/04/04	武蔵浦和駅	埼玉県警22-220363864	K7GK47581		
2023/04/04	武蔵浦和駅	埼玉県警09-9381750	B9E56697		
2023/04/06	南浦和駅西口	埼玉県警16-6535655	A16AH76720		
2023/04/06	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8012515	STQIA08769		
2023/04/06	武蔵浦和駅	埼玉県警20-201541212	B9K73195		
2023/04/06	西浦和駅	埼玉県警21-210153217	SUE038543		
2023/04/06	西浦和駅	埼玉県警14-4499119	U46U10993		
2023/04/07	東浦和駅	埼玉県警21-211022485	T3CAG615		

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/07	南浦和駅東口	埼玉県警22-221137051	SVK325988		
2023/04/07	南浦和駅東口	埼玉県警15-5202836	A14AL02621		
2023/04/07	武蔵浦和駅	埼玉県警03-3172645	F02127492		
2023/04/07	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194444133	A18AL49694		
2023/04/07	武蔵浦和駅	埼玉県警22-224156081	SNVB00502		
2023/04/07	西浦和駅	不明	A12AJ21853		
2023/04/07	西浦和駅	埼玉県警20-202132677	STSKY23971		
2023/04/07	西浦和駅	埼玉県警20-200140370	STJ019737		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/03	大宮駅東口	埼玉県警18-8404756	H8G32960		
2023/04/03	大宮駅東口	埼玉県警21-214697327	A20AL66046		
2023/04/03	大宮駅東口	千葉県警3-112263	A17AL40106		
2023/04/03	大宮駅西口	埼玉県警16-6360931	A16AB31408		
2023/04/03	大宮駅西口	埼玉県警23-231089322	GG9L50843		
2023/04/03	宮原駅東口	埼玉県警20-204567000	SUH060029		
2023/04/04	大宮駅西口	埼玉県警21-213021567	SUL320616		
2023/04/04	宮原駅東口	不明	STTLF30519		
2023/04/06	大宮駅東口	埼玉県警19-192436958	B0F55716		
2023/04/06	大宮駅東口	埼玉県警13-3000341	MF2B007221		
2023/04/06	大宮駅東口	埼玉県警21-212606626	B1D03464		
2023/04/06	大宮駅西口	埼玉県警21-211380055	SUL321111		
2023/04/07	大宮駅東口	茨城県警察D118476	5L81171		
2023/04/07	大宮駅東口	不明	A19PA31811		
2023/04/07	大宮駅西口	埼玉県警22-223122906	A20AG25185		
2023/04/07	大宮駅西口	府中J82019	B8B79965		
2023/04/07	東大宮駅西口	埼玉県警12-2327123	JK11H21183		
2023/04/07	七里駅	埼玉県警06-6593381	GE6J12133		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/03	北浦和駅東口	埼玉県警20-203915004	A17AL62292		
2023/04/03	北浦和駅西口	小松川G86234	GA6M10402		
2023/04/03	北浦和駅西口	埼玉県警14-4158017	B2A06440		
2023/04/03	北浦和駅西口	埼玉県警17-7381360	A17AD08637		
2023/04/03	与野駅東口	埼玉県警16-6289726	CBAD8118		
2023/04/03	与野駅東口	埼玉県警20-203715439	T6DBA063		
2023/04/03	中浦和駅	埼玉県警19-190995437	SSJ318617		
2023/04/03	新都心駅西口	埼玉県警21-210018310	F20V70164		
2023/04/03	新都心駅西口	埼玉県警22-222389330	A22AA83134		
2023/04/03	新都心駅西口	不明	GC6J6169		
2023/04/03	新都心駅西口	埼玉県警19-194091753	B9G52503		
2023/04/04	浦和駅西口	埼玉県警21-214175592	F21115826		
2023/04/04	北浦和駅東口	不明	F6K94418		
2023/04/04	北浦和駅西口	埼玉県警20-201552621	F90708732		
2023/04/04	北浦和駅西口	埼玉県警18-8019079	GZ7J10591		
2023/04/04	北浦和駅西口	埼玉県警13-3501290	A13AJ94553		
2023/04/04	与野駅東口	愛知県警19-4-26470	B9F46508		
2023/04/04	新都心駅西口	埼玉県警21-211892218	SUK312309		
2023/04/04	新都心駅西口	埼玉県警21-214926385	STUDF23379		
2023/04/06	浦和駅東口	埼玉県警21-211624795	STTFF01734		
2023/04/06	中浦和駅	埼玉県警18-8510541	SFT1808229		
2023/04/07	浦和駅東口	埼玉県警16-6573911	B6J20839		
2023/04/07	浦和駅西口	不明	LJ17038509		
2023/04/07	浦和駅西口	埼玉県警13-3429518	B3C76072		
2023/04/07	北浦和駅東口	不明	A14AE96715		
2023/04/07	新都心駅西口	埼玉県警19-194870680	S9WH06803		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/07	北与野駅	千葉県警㊦-101135	SH1L6444		
2023/04/07	南与野駅	埼玉県警20-201731577	ZY9L128458		
2023/04/07	南与野駅	埼玉県警11-1467235	S1D05807		
2023/04/07	南与野駅	不明	F50710512		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/03	東岩槻駅	不明	SN11502		
2023/04/03	東岩槻駅	不明	CS80303414		
2023/04/03	東岩槻駅	埼玉県警19-195398348	F120101376		
2023/04/04	浦和美園駅	埼玉県警23-231615997	STVKZ01463		
2023/04/04	浦和美園駅	埼玉県警22-221659244	T1FAA274		
2023/04/06	東岩槻駅	埼玉県警22-220391566	SVK310527		

合計: 88台

保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	4月6日	指扇駅	中央区さ 2521	ホンダ ディオ	銀	吉野原保管所	AF68-1314966

さいたま市告示第704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東宮下字原口1349番41

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年10月11日

第開 - N2022086号

4 検査済証番号

令和5年4月13日

第完 - N2022086号

さいたま市告示第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区東宮下一丁目131番1、131番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和5年3月10日

第変 - N2022154号

4 検査済証番号

令和5年4月13日

第完 - N2022154号

さいたま市告示第706号

さいたま市ノーコード・ローコードツール導入及び運用支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市ノーコード・ローコードツール導入及び運用支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方公共団体又は民間企業を相手方とした、本業務で提供を予定している「ノーコード・ローコードツール」に関する技術的支援業務の契約実績を2件以上有する者であること。

(5) 本業務において提供を予定しているノーコード・ローコードツールに関する資格を取得している者が1名以上社員で在籍している者であること。（例：kintoneの場合「kintone認定 アソシエイト」）。

(6) 本業務において提供するノーコード・ローコードツールに関する資格を取得しており、かつ、実際の運用に携わった実績を有する者を本業務の担当者として充てることができる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 業務効率化・インフラ担当 電話 048(829)1103

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月28日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の取り扱い

- ア 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書は返却しない。
- イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月10日(水) 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）午前11時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1103 FAX 048(829)1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第707号

さいたま市RPA活用支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市RPA活用支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年5月22日から令和6年3月15日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方公共団体を相手方としたWinActorに関する技術的支援業務の契約実績を2件以上有する者であること。

(5) RPA技術者検定（WinActor）エキスパート及びアソシエイトの資格を取得している者が各1名以上社員で在籍している者であること（同一人物がエキスパート及びアソシエイトの資格を取得している場合、他に1名以上エキスパート又はアソシエイトの資格を取得している社員が在籍していること。）。

(6) RPA技術者検定（WinActor）エキスパート又はアソシエイトの資格を取得しており、かつ、地方自治体におけるRPAツールの導入・活用支援業務に携わった実績を有する者を本業務の担当者として充てることができる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 業務効率化・インフラ担当 電話 048(829)1103

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月28日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の取り扱い

- ア 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書は返却しない。
- イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月10日(水) 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができ

ない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）午前11時

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1103 FAX 048(829)1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p088378.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第708号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

諏訪一丁目自治会

2 変更した事項

(1) 主たる事務所（省略）

(2) 代表者の氏名及び住所（省略）

3 変更年月日

令和5年4月2日

さいたま市告示第709号

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づく特定計量器の定期検査を同法第20条第1項により、指定定期検査機関である一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 検査対象となる特定計量器
質量計（電気式はかり及びひょう量が500kgを超える機械式はかり）
- 2 区 域
さいたま市内全域
- 3 期 日
令和5年5月15日から令和6年3月15日まで
- 4 場 所
計量器の所在場所

さいたま市告示第710号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ステラタウン

所在地 さいたま市北区宮原町1丁目854番地1外3筆、853番地1外13筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 スバル興産株式会社

代表者氏名 代表取締役 飯田 正巳

住 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号

(3) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ユニクロを含む計75社

別表「小売業者一覧表（変更前）」参照

(変更後) 株式会社ユニクロを含む計63社

別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

(4) 変更の年月日

(ア) 別表「小売業者一覧表（変更前）」及び別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

(5) 変更する理由

(ア) 小売業者の退店、新規出店、代表者氏名変更、住所変更、名称変更による。

2 届出年月日

令和5年3月31日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年4月14日から令和5年8月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮す

べき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年4月14日から令和5年8月14日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第711号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年4月18日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 13日	猫	岩槻区加倉	雑種	不明	白茶	0～7 日齢	無	
4月 13日	猫	岩槻区加倉	雑種	不明	白キジ	0～7 日齢	無	
4月 13日	猫	岩槻区加倉	雑種	不明	三毛	0～7 日齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第712号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市福祉局生活福祉部国保年金課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和5年4月14日から令和5年4月20日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278

さいたま市告示第713号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市道路照明灯一斉LED化業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市道路照明灯一斉LED化業務

(2) 履行場所

さいたま市域

(3) 業務概要

「さいたま市道路照明灯一斉LED化業務要求事項」のとおり。

(4) 契約方式

ESCO契約（シェアード・セイビングス契約）

(5) 契約方法

企画提案会の評価が最優秀者を優先交渉権者とし、仕様等について協議を行う。協議が整った時点で仮契約を締結し、議会の議決を得た後、本契約を締結する。

(6) 履行期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

(7) 限度額

2,981,420,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

(1) 参加者の役割

(ア) 参加者は、次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が次の役割を分担するものとする。

- ① 事業役割…本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
- ② 設計役割…設計・計画・管理に関する業務を全て実施する。
- ③ 施工役割…施工に関する業務を全て実施する。
- ④ 調査・点検役割…調査・点検に関する業務を全て実施する。
- ⑤ 維持管理役割…維持管理に関する全て業務を実施する。
- ⑥ その他役割…上記①～⑤以外の「金融、道路照明灯の設置状況の把握など」に関する業務を各々実施する。

(イ) 参加者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出すること。なお、その合意書には役割の構成事業者全体が本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(ウ) 参加者は、参加を含むそれ以降の提案及び契約等に係る諸手続きを行うものとする。

(2) 参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。なお、グループの場合、構成員としてこれらの要件をすべて満たすこと。

(ア) 参加者及びグループの構成員は、参加意思表示書受付開始日において次のいずれかの業種で本市の令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載がある者であり、かつ、施工役割を担う者は、本店所在地が「さいたま市内」として登録されていること。

- ① 建設工事
- ② 設計・調査・測量
- ③ 土木施設維持管理
- ④ 物品納入等
- ⑤ 委託業務

(イ) 事業役割を担う参加者は、道路照明灯または街路灯に係るESCO事業又は5年以上の長期リース業務で元請として10,000灯以上の維持管理の実績がある者。

(企画提案時に様式第6号に記載すること)

※元請とは発注者から直接契約を締結した業者

(ウ) 調査・点検役割を担う参加者は、業務の実施において下記の資格を有する技術者を従事させること。なお、管理技術者の予定者は本プロポーザルの告示日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者、かつ下記の①に示す条件を満たすものであり、②の実績を有する者とする。

① 下記のいずれかの資格を有する者。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門）
3. R C C M
4. 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）

② 下記のいずれかの実績を有する者。

1. 道路照明灯点検における、官公庁や地方公共自治体の受注業務を、管理技術者としての従事期間が3年を超えるもの。
2. 道路照明灯点検における、官公庁や地方公共自治体の受注業務を、照査技術者としての従事期間が1年を超えるもの。

(3) 参加者の制限

次に掲げる事項に当てはまらない事業者であること。なお、グループの場合、すべての構成員が当てはまらない事業者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(ウ) 本プロポーザルの告示日から契約締結までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま

市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がある者。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

(1) 交付方法

(2) さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p096855.html>

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和5年5月2日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 本庁舎11階

建設局土木部道路環境課 担当 道路橋りょう係 電話 048（829）1491

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

5 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年4月24日（月）まで

(2) 質問方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。

メールアドレス doro-kankyo@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和5年4月27日（木）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

6 企画提案書等の提

(1) 提出書類

ア 企画提案書（12部）

イ 見積書（1部）

(2) 提出期間

令和5年5月10日（水）から令和5年5月18日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(7)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 審査・選定

企画提案書等の内容について、「さいたま市道路照明灯一斉LED化業務ESCO事業者選定委員会」において審査を行う。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

8 その他

(1) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 詳細は、実施要項による。

9 連絡先

担当 さいたま市役所建設局土木部道路環境課道路橋りょう係

電話 048(829)1491